

# 令和2年度 島根県立出雲高等学校

## 第2次募集入学者選抜 募集要項

### (第2次募集)

#### 1 求める生徒像

本校は開校以来、「久徴」の精神(至誠が息むことなく内に充実すると、その徴が外に著われる)を尊び、理想を高く掲げ文化の創造・発展に努め、社会に貢献できる人材の育成を目指している。

よって、次の二つの項目に該当する生徒を求める。

- (1) 学校生活についての明確な目標をもち、何事にも意欲的な姿勢を持つ生徒
- (2) 誠実で協調性があり、創造性豊かな学校生活を送ることができる生徒

#### 2 募集人員

令和2年3月12日(木)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた学科において、学科の欠員数を募集人員とする。

ただし、普通科における地域外からの募集人員については、その制限を超えないこととする。

第2次募集を行う学科及び募集人員は、令和2年3月12日(木)10時に公表される県教育委員会のホームページで確認すること。また、普通科における地域外からの合格者数も同ホームページで確認すること。

#### 3 入試で重視する点

総合的な学力及び特別活動や部活動等の諸活動への取り組み状況

#### 4 出願資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜学力検査を受検している者。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和2年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者  
ただし、以下の(4)から(6)に該当する者を除くものとする。
- (4) 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者
- (5) 令和2年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者
- (6) 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において本校に出願した者

#### 5 出願手続

- (1) 入学願書等の提出・・・出身中学校等の校長を経由して、次の書類を本校校長に提出する。

- (ア) 入学願書(第2次募集用)(様式第1号-2により本校が作成した様式を用いる)

入学願書は黒又は青のペンで記入する。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。一般選抜を受検した場合の「一般選抜受検校」の欄も、第2・第3・第4志望学科を出願していない場合は空欄とせず、それぞれ斜線を記すこと。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

- (イ) 一般選抜の際に発行された学力検査料納付済証明書

学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定欄にはりつける。

- (ウ) 入学検定料 800 円

島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。  
なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(カ) 地域(通学区)内居住確認届(様式第7号)

(保護者の居住地は地域(通学区)内であるが、特別な事情により、保護者の居住地がある地域(通学区)外の中学校(国立・私立を除く)を卒業(又は卒業見込み)の者で、地域(通学区)内の高等学校を志願する場合)

(キ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

(2) 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に本校校長に提出しなければならない。

(ア) 個人調査報告書(様式第2号)

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿(様式第15号)(第2次募集用)

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(3) 出願期間

令和2年3月13日(金)から3月17日(火)12時までとする。

ただし、郵送による場合は、**簡易書留速達**に限る。

持込の場合:3月13日(金),3月16日(月)は9時から17時まで

3月17日(火)は9時から12時まで

郵送の場合:3月17日(火)12時以降に届いたものについては、3月16日(月)までの消印があるもの  
限り受け付ける。

## 6 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記の(1)、(2)に該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。  
この手続を経て、本校校長の承認を受けた場合に限り入学願書を受理する。

(1) 保護者の転勤等による転住の場合

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料(写しでも可)

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

(2) 身元引受人により出願する場合

身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、「島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」IIの1及び2に従うものとする。

(ア) 身元引受人の承諾証明書(様式自由)

(イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明(様式自由)

又は、その他それを証明する資料(様式自由)

(ウ) 身元引受人の住民票

## 7 自己申告書の提出について

(1) 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。

自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。

(2) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に出雲高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

## 8 その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料は返還しない。

## 9 受検辞退届の提出

出願した後、何らかの事由で受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長はすみやかに本校校長に受検辞退届（様式第13号）を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

## 10 入学者の選抜

### (1) 作文及び面接等

実施しない

### (2) 選抜方法

(ア) 中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績等に基づいて本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

(イ) 個人調査報告書と学力検査の比率は40：60とする。

### (3) 合格発表

令和2年3月23日（月）15時とする。

本校にて合格者の受検番号を掲示する。併せて、出身中学校等の校長を通じて本人に連絡する。

## 11 注意事項

### (1) 入学の意思表示

令和2年3月25日（水）の入学予定者の登校日に「入学確約書」（合格通知書に同封した書類）を提出して入学の意思を表示すること。意思表示がない場合は、合格を取り消すことがある。

### (2) 入学予定者の登校日

令和2年3月25日（水）

入学予定者は保護者同伴で登校すること。入学式、選択科目、生徒心得、服装、学習の心構え等の説明・注意を行う。

合格通知とともに配布する「入学のてびき」で指示したものを持参して登校すること。

やむを得ず本人が欠席する場合は出身中学校等または保護者を通じてあらかじめ欠席の理由を届け出ること（電話での届出可）。その場合も保護者は出席すること。

## 12 入学者選抜に関する照会

出雲市今市町1,800番地（郵便番号693-0001） 出雲高等学校 教務部入試担当（TEL 0853-21-0008）